

令和6年6月3日(月曜日)

千葉県報

号外第39号

毎週火・金曜日定例発行

# 千葉県報

号外  
令和6年6月3日

主  
要  
目  
次  
告  
示  
○  
保安林の皆伐面積の限度

告

示

一

千葉県告示第三百二十五号  
保安林の令和六年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和6年6月3日

千葉県知事 熊谷俊人

単位区域名 皆伐面積の限度  
(ヘクタール)

利根川下流

九十九里

夷隅川

安房地区

小櫃川

小糸川(湊川)

養老川

○・七六

二〇一・〇九

五八・六四

○・七六

一九〇・六六

○・七八

一三三・六二

○・六〇

○・七六

君津市

市原市大久保字大作所在の土砂流出防備保安

林

市原市大久保字大作所在の土砂流出防備保安

に限る。)所在の水源かん養保安林

く。)及び富津市所在の水源かん養保安林

市原市及び夷隅郡大多喜町(旧老川村の区域を除く。)及び南房総市所在の土砂流出防備保安林

木更津市及び君津市(旧上総町及び旧小櫃村の区域に限る。)並びに鴨川市四方木所在の区域に限る。)並びに鴨川市四方木所在の区域に限る。)及び南房総市所在の土砂流出防備保安林

水源かん養保安林

君津市(旧上総町及び旧小櫃村の区域を除く。)及び富津市所在の水源かん養保安林

市原市及び夷隅郡大多喜町(旧老川村の区域を除く。)及び南房総市所在の土砂流出防備保安林

木更津市及び君津市(旧上総町及び旧小櫃村の区域に限る。)並びに鴨川市四方木所在の区域に限る。)並びに鴨川市四方木所在の区域に限る。)及び南房総市所在の土砂流出防備保安林

水源かん養保安林

君津市(旧上総町及び旧小櫃村の区域を除く。)及び富津市所在の水源かん養保安林

市原市及び夷隅郡大多喜町(旧老川村の区域を除く。)及び南房総市所在の土砂流出防備保安林

木更津市及び君津市(旧上総町及び旧小櫃村の区域に限る。)並びに鴨川市四方木所在の区域に限る。)並びに鴨川市四方木所在の区域に限る。)及び南房総市所在の土砂流出防備保安林

水源かん養保安林

君津市(旧上総町及び旧小櫃村の区域を除く。)及び富津市所在の水源かん養保安林

市原市及び夷隅郡大多喜町(旧老川村の区域を除く。)及び南房総市所在の土砂流出防備保安林

木更津市及び君津市(旧上総町及び旧小櫃村の区域に限る。)並びに鴨川市四方木所在の区域に限る。)並びに鴨川市四方木所在の区域に限る。)及び南房総市所在の土砂流出防備保安林

水源かん養保安林

君津市(旧上総町及び旧小櫃村の区域を除く。)及び富津市所在の水源かん養保安林

市原市及び夷隅郡大多喜町(旧老川村の区域を除く。)及び南房総市所在の土砂流出防備保安林

木更津市及び君津市(旧上総町及び旧小櫃村の区域に限る。)並びに鴨川市四方木所在の区域に限る。)並びに鴨川市四方木所在の区域に限る。)及び南房総市所在の土砂流出防備保安林

水源かん養保安林

市原市	○・六四	市原市所在の干害防備保安林
君津市	○・一四	君津市所在の干害防備保安林
富津市	三・四八	富津市所在の干害防備保安林
鴨川市	一・六四	鴨川市所在の干害防備保安林
夷隅郡大多喜町	○・二〇	夷隅郡大多喜町所在の干害防備保安林
南房総市	一・八〇	南房総市所在の干害防備保安林
夷隅郡大多喜町	○・六八	夷隅郡大多喜町所在の保健保安林
勝浦市	三・〇六	勝浦市所在の保健保安林
夷隅郡大多喜町	○・六八	夷隅郡大多喜町所在の保健保安林
勝浦市	九五・一二	勝浦市所在の保健保安林
君津市	三・〇六	君津市所在の保健保安林
市原市	一〇・八六	市原市所在の保健保安林
富津市	一〇・四四	富津市所在の保健保安林

購読料

本号

一部

六円

発行

購読申込先

千葉市中央区市場町一番一号

○四三(二二三)二六五八  
千葉県